

公立大学法人神戸市看護大学事務分掌規程及び公立大学法人神戸市看護大学職員職名及び辞令式に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2021年9月15日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第4号

公立大学法人神戸市看護大学事務分掌規程及び公立大学法人神戸市看護大学職員職名及び辞令式に関する規程の一部を改正する規程

(事務分掌規程の一部改正)

第1条 公立大学法人神戸市看護大学事務分掌規程(2019年4月規程第32号)の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
(神戸市看護大学の職) 第11条 神戸市看護大学に学長 _____ _____ _____を、看護学部 <sup>2</sup> に学部長を、大学院 研究科に研究科長を置く。 2～4 略 (職務) 第12条 略 _____ _____ _____	及び学長 補佐(学長が必要と認める場合に限 る。)  2 学長補佐は、学長の命を受け、本学 の運営を円滑に進めるため、学長の職 務を補佐する。なお、具体的な職務内 容については、学長が別に定める。 3～7

(職員職名及び辞令式に関する規程の一部改正)

第2条 公立大学法人神戸市看護大学職員職名及び辞令式に関する規程(2019年4月規程第52号)の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
(教員の職位名等) 第3条 略	

2 神戸市看護大学の管理職にある者の補職名として学長\_\_\_\_\_, 学部長, 研究科長, 学生部長及びセンター長を置き, 教員をもって充てる。

\_\_\_\_\_, 学長補佐

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
3 前項に規定するセンター長の補職名には, センターの名称を冠するものとする。

3 センターの専門の業務に従事する教員については, 前項に規定する職名のほか, 職種名として専門教員を置く。

4 第2項

附 則

この規程は, 公布の日から施行する。